

仕 様 書（飲料用自動販売機、物件番号2）

1 自動販売機（以下「自販機」という。）の規格及び条件

(1) 大きさ

設置面積（電源接続部分及び放熱スペース、回収ボックスを設置する場合は回収ボックスの設置面積を含む。）は、貸付面積の範囲内とし、高さは2 m以内とすること。

(2) 環境対策

ア 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

イ ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

(3) 販売品目

ペットボトル・缶飲料自販機でお茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなどの密閉式容器入りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。

(4) 販売価格

標準小売価格以下で販売すること。

2 遵守事項

(1) 安全対策

ア 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（J I S規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

イ 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(2) 使用済み容器の回収

ア 回収ボックスの設置

自販機付近に回収ボックスを必要数設置し、設置者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

イ 回収ボックスの規格

(ア) 素材

プラスチック製又は金属製とすること。

(イ) 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。

(ウ) その他

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は一般ゴミが入りにくい構造のものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図ること。

(3) 自販機の管理運営

ア 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自販機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。

イ 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めること。また、自販機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼り付け、つり銭不足や故障等の苦情があった場合は即時対応すること。

3 貸付期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

4 貸付料

市が設置する最低価格（年額、消費税抜き）以上で最高の入札価格（年額、消費税抜き）をもって決定した方が提示した入札価格にその10%相当額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）として計算した3か年の合計額とする。

5 加算料

設置者において各自販機ごとに電気等の使用量を計測するメーター（子メーター）を取り付けるものとし、それにより算出された料金を市が定める期日までに市が発行する納入通知書により納入する。

6 売上手数料

徴収しない。

7 売上状況の報告

毎年10月末日及び4月末日までに賃貸借契約に係る前月までの売上状況（月別の販売数及び売上金額）を報告すること。

8 費用負担

- (1) 自販機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者において負担する。
- (2) 電気等の使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者において負担する。なお、設置にあたっては、札幌市の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自販機を撤去する場合は、原状に回復して札幌市の指定する日までに返還しなければならない。

10 自販機設置に伴う事故

札幌市の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

- (1) 札幌市の責に帰することが明らかな場合を除き、札幌市はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自販機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

12 その他

設置箇所の変更等、必要事項が生じた場合は、その都度札幌市と設置者の間で別途協議するものとする。

設置場所一覧（物件番号2）

No.	建物名称	所在地	貸付場所	貸付面積 (㎡)	販売品目	最低貸付価格 税抜(年額)	売上参考 (R5年度年額)	基準人員 (人)
1	消防学校	西区 八軒10条西13丁目	2階 (廊下)	0.66	清涼飲料水	15,600	204,980	留意事項 ⑥参照
2	消防局（2階）・中央署	中央区 南4条西10丁目	2階 (待機室)	0.89	清涼飲料水	15,600	261,060	別紙参照
3	消防局（3階）	中央区 南4条西10丁目	3階 (予防部待機室)	0.66	清涼飲料水	15,600	380,800	別紙参照
4	白石消防署	白石区 南郷通6丁目北	3階 (待機室)	1.04	清涼飲料水	15,600	500,648	日中 41 夜間 20
5	白石消防署(防災センター)	白石区 南郷通6丁目北	4階 (廊下)	0.70	清涼飲料水	15,600	419,040	留意事項 ⑦参照
6	白石消防署元町出張所	白石区 菊水元町8条2丁目	1階 (階段ホール)	0.61	清涼飲料水	15,600	128,670	4
7	白石消防署菊水出張所	白石区 菊水上町1条3丁目	1階 (機械室)	0.66	清涼飲料水	15,600	147,800	7
8	白石消防署北郷出張所	白石区 北郷3条6丁目	1階 (待機室)	0.57	清涼飲料水	15,600	115,720	7
9	白石消防署東白石出張所	白石区 本通18丁目北	1階 (階段ホール)	0.72	清涼飲料水	15,600	104,860	4
10	厚別消防署	厚別区 厚別中央1条5丁目	2階 (待機室)	0.89	清涼飲料水	15,600	711,770	日中 33 夜間 18
11	厚別消防署厚別西出張所	厚別区 厚別西3条5丁目	1階 (車庫)	0.54	清涼飲料水	15,600	187,710	7
12	厚別消防署もみじ台出張所	厚別区 もみじ台北7丁目	1階 (玄関)	0.66	清涼飲料水	15,600	81,180	4
13	豊平消防署	豊平区 月寒東1条8丁目	2階 (待機室)	0.66	清涼飲料水	15,600	467,410	日中 35 夜間 18
14	豊平消防署美園出張所	豊平区 豊平1条12丁目	1階 (待機室)	0.79	清涼飲料水	15,600	251,130	4
15	豊平消防署平岸出張所	豊平区 平岸1条1丁目	1階 (階段ホール)	0.82	清涼飲料水	15,600	227,200	9
16	豊平消防署西岡出張所	豊平区 西岡4条6丁目	1階 (階段ホール)	0.66	清涼飲料水	15,600	152,460	7
17	豊平消防署東月寒出張所	豊平区 羊ヶ丘1番地	1階 (階段ホール)	0.7	清涼飲料水	15,600	84,320	4
18	清田消防署	清田区 平岡1条1丁目	2階 (待機室)	0.76	清涼飲料水	15,600	564,860	日中 26 夜間 13
19	清田消防署北野出張所	清田区 北野7条5丁目	1階 (階段ホール)	0.63	清涼飲料水	15,600	160,850	7
20	清田消防署里塚出張所	清田区 里塚1条4丁目	2階 (待機室)	0.64	清涼飲料水	15,600	94,510	5
21	南消防署	南区 真駒内上町5丁目	3階 (待機室)	0.82	清涼飲料水	15,600	539,850	日中 34 夜間 18
22	南消防署澄川出張所	南区 澄川4条6丁目	1階 (風除室)	0.54	清涼飲料水	15,600	100,980	4
23	南消防署川沿出張所	南区 川沿2条3丁目	1階 (階段ホール)	0.98	清涼飲料水	15,600	139,580	4
24	南消防署定山溪出張所	南区 定山溪温泉西1丁目	1階 (待機室)	0.94	清涼飲料水	15,600	401,810	11
25	南消防署石山出張所	南区 石山2条4丁目	2階 (ホール)	0.66	清涼飲料水	15,600	62,390	4
26	南消防署藤野出張所	南区 藤野2条3丁目	1階 (防火衣収納室)	0.7	清涼飲料水	15,600	128,850	7

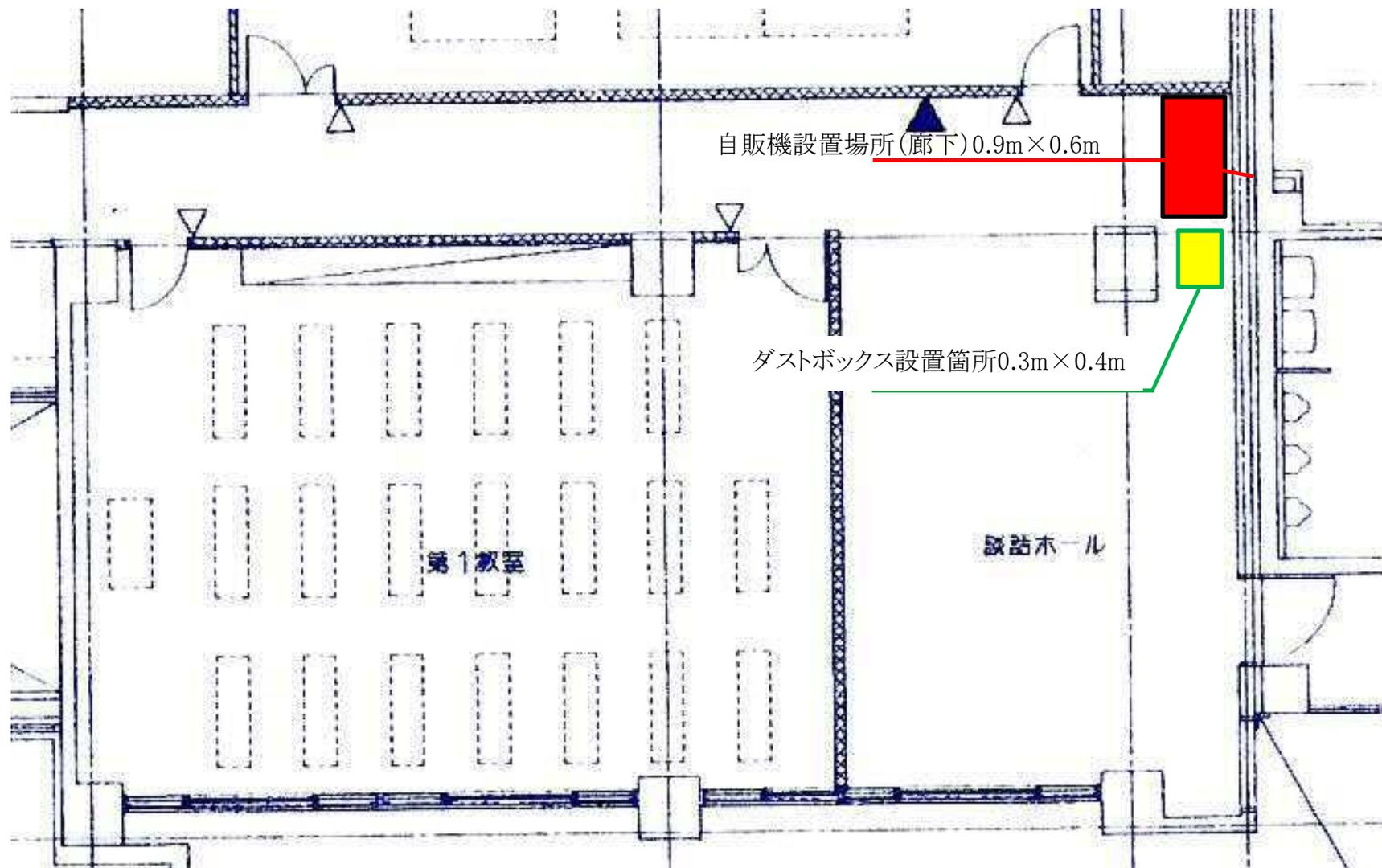
【留意事項】

- ① 物件番号1と物件番号2の申込みを重複して行うことはできません。これは互いに近接している自動販売機を異なる落札者に決定することで施設利用者の利便性に配慮するものです。
- ② 入札前に必ず上記一覧表及び別添図面により現地設置場所を確認してください。各出張所については、出勤等により建物内に入れない場合がありますので、現地確認の日時に余裕をもってください。また、事前の現地確認日時について、職員課厚生係へ連絡してください。
- ③ 上記一覧にある売上額はあくまで参考数値であり、今後の売上を保証するものではありません。
- ④ 上記一覧の設置面積は参考数値です。現地確認のうえ、現状の寸法を目安に機種選定してください。
- ⑤ 上記一覧の基準人員とは、1日の最低勤務人員です。
- ⑥ 消防学校は17名の毎日勤務者のほか、4月～9月までは約60名、10月～3月までは約30名の入寮による研修を実施しているほか、2階の研修施設では、消防職員、団員の研修を随時実施。
- ⑦ 白石消防署(防災センター)は、講習受講者(市民)が主に使用しています。(約20名)

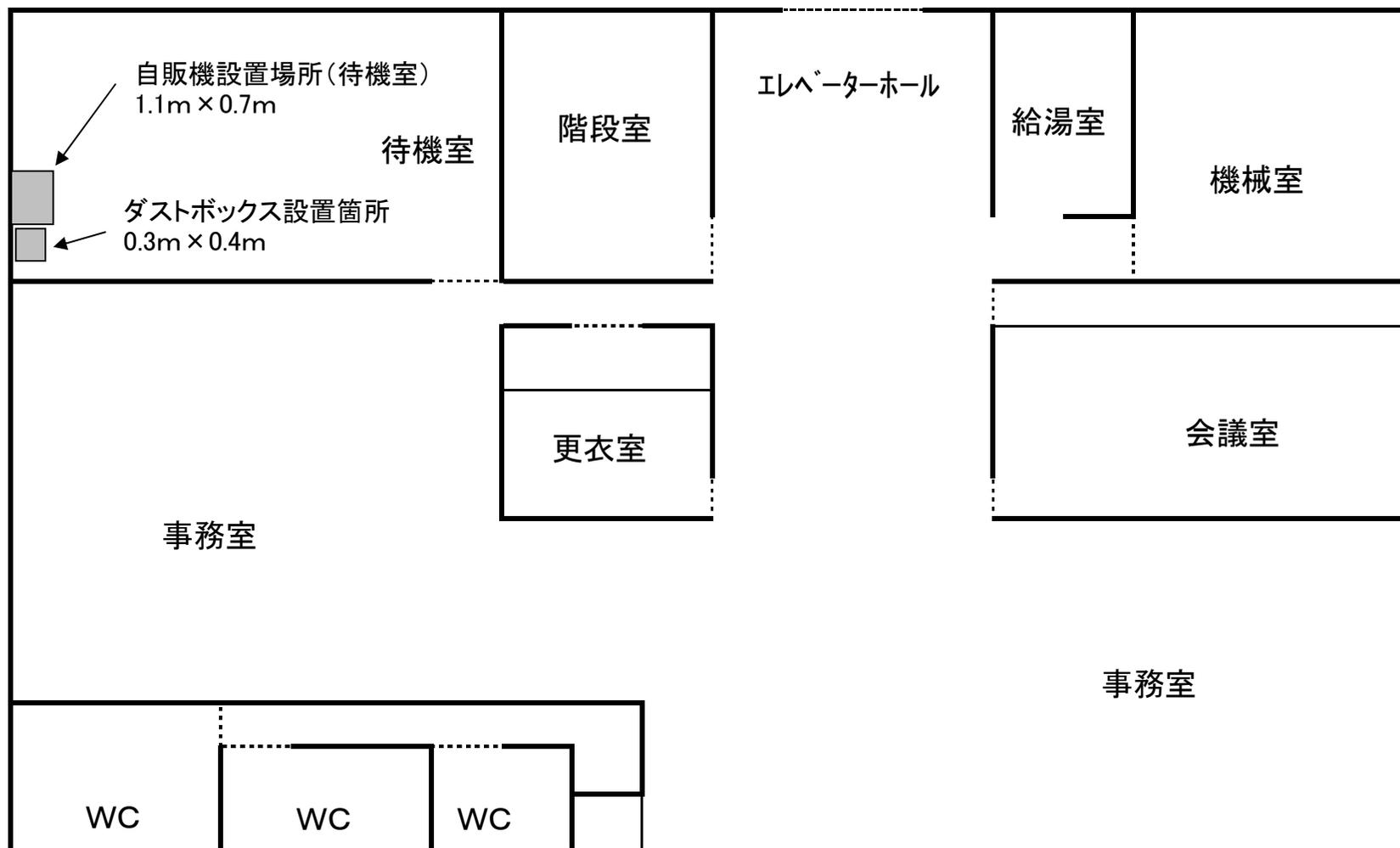
消防局人員

階層	用途	基準人員	設置予定
地下1階	駐車場及び休憩所	下記職員 及び来庁者	飲料(物件1)
2階	中央消防署事務室	30名(日勤) 22名(交替制)	飲料(物件1、2)
3階	予防部・総務部施設管理課事務室	57名(日勤)	飲料(物件2)
4階	総務部事務室	35名(日勤)	設置なし
5階	指令管制センター及び事務室	13名(交替制)	設置なし
6階	警防部事務室	32名(日勤)	設置なし
合計		日勤帯189名 夜間帯 35名 来庁者100名	

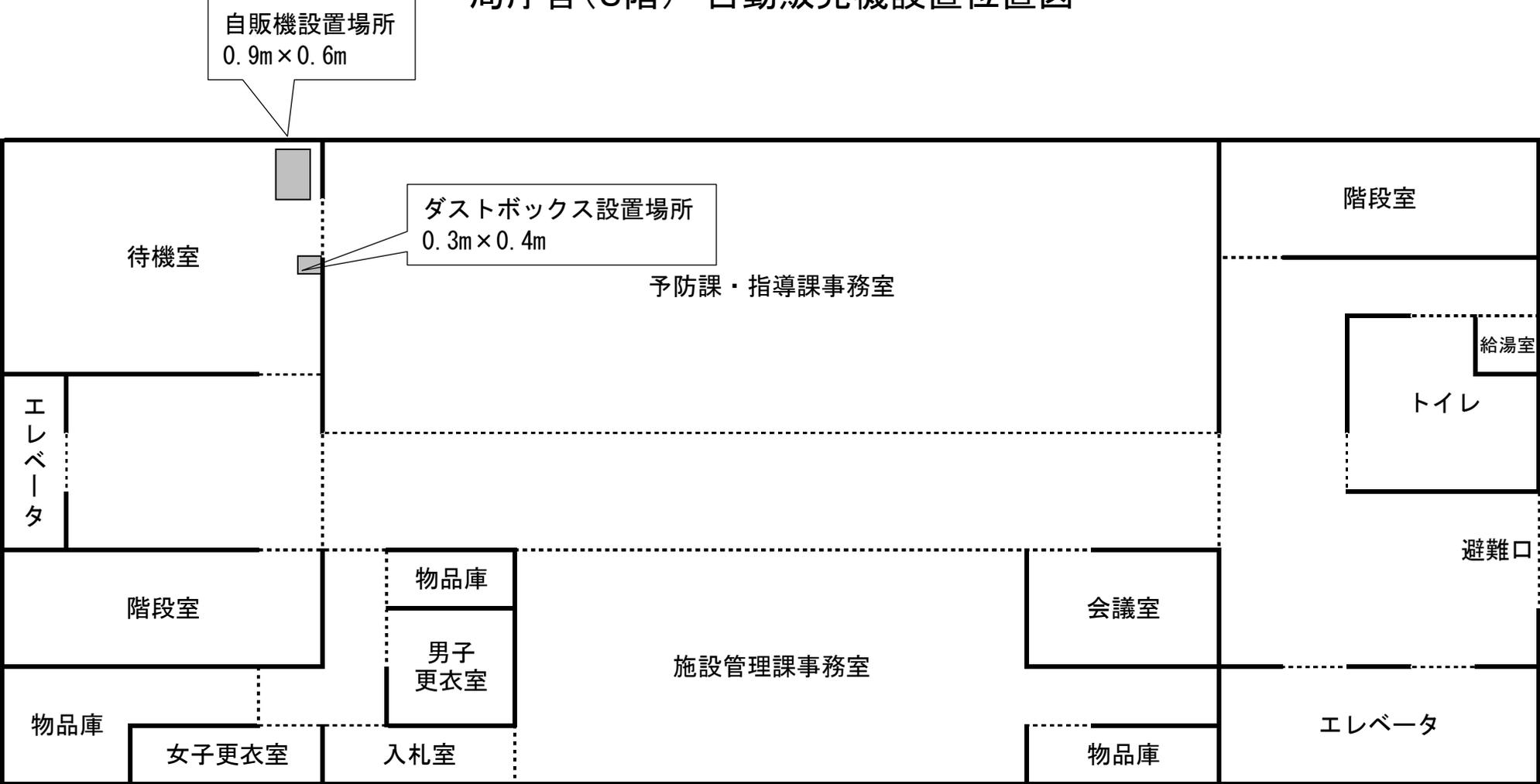
札幌市消防学校(2階) 自動販売機設置一図
住所: 西区八軒10条西13丁目



中央消防署（2階）自動販売機設置位置図
住所 中央区南4条西10丁目



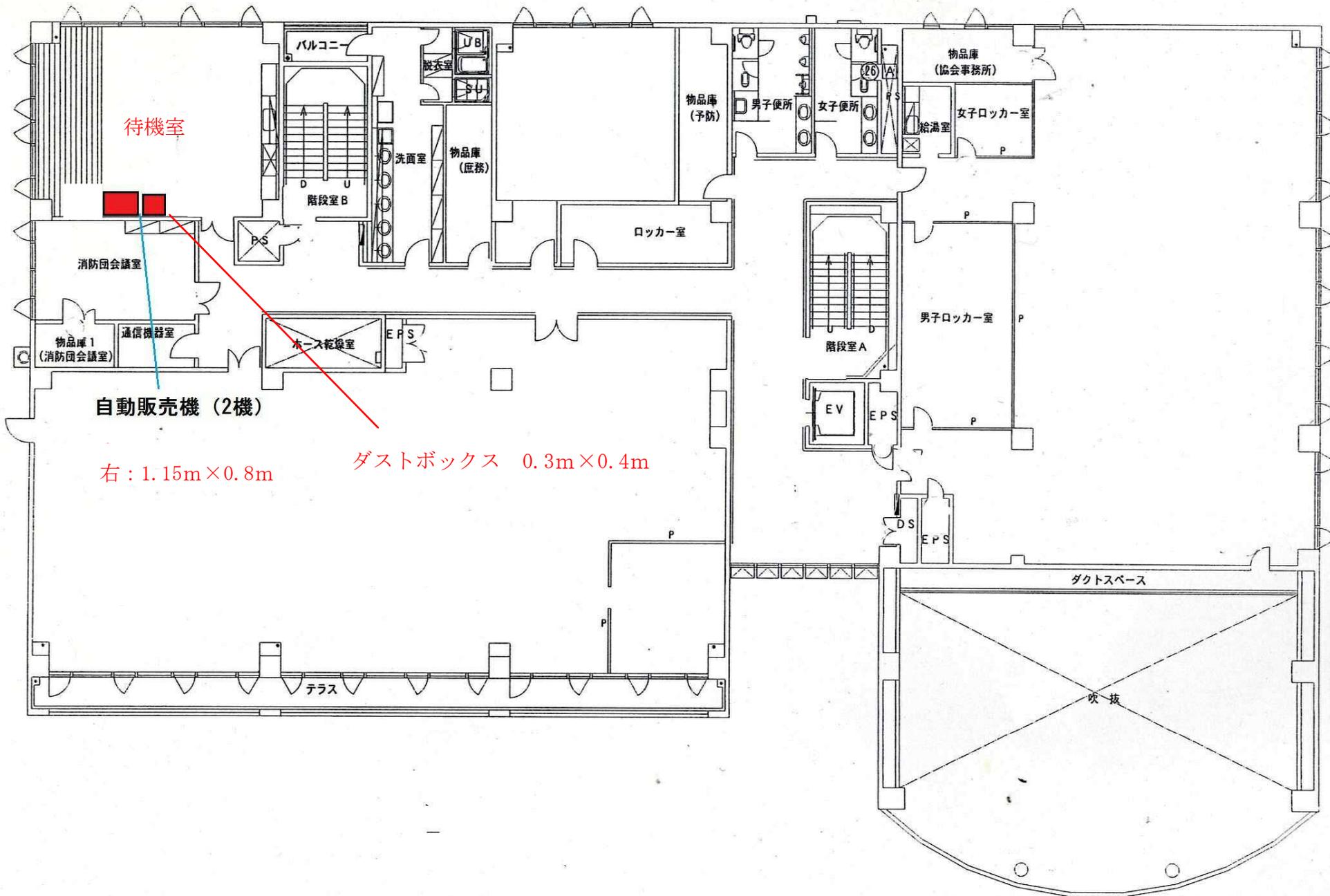
局庁舎(3階) 自動販売機設置位置図



白石消防署庁舎 (3階)

自動販売機設置位置図

住所 白石区南郷通6丁目北



自動販売機 (2機)

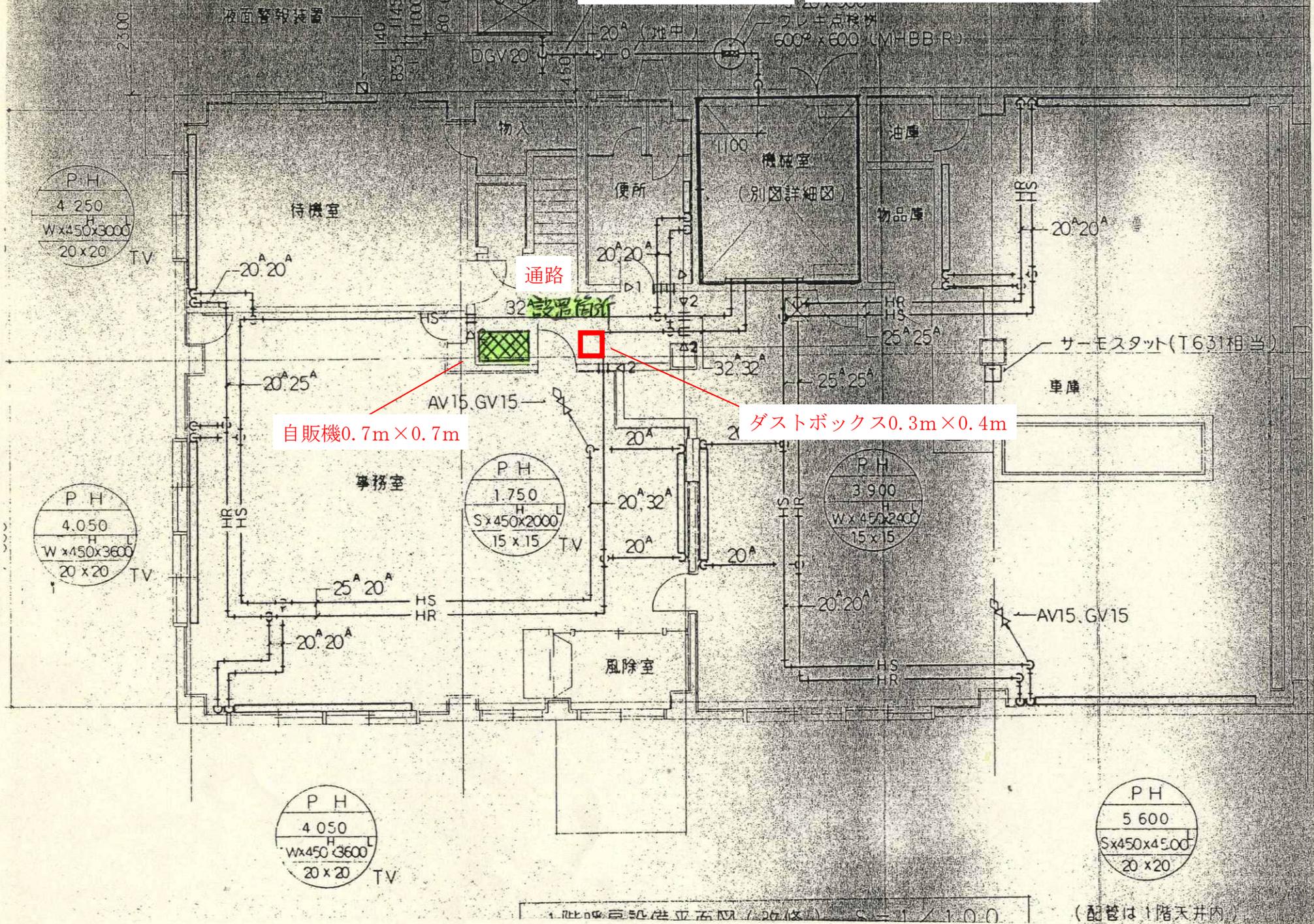
右 : 1.15m x 0.8m

ダストボックス 0.3m x 0.4m

元町出張所(1階)

自動販売機設置位置図

住所 白石区菊水元町8条2丁目



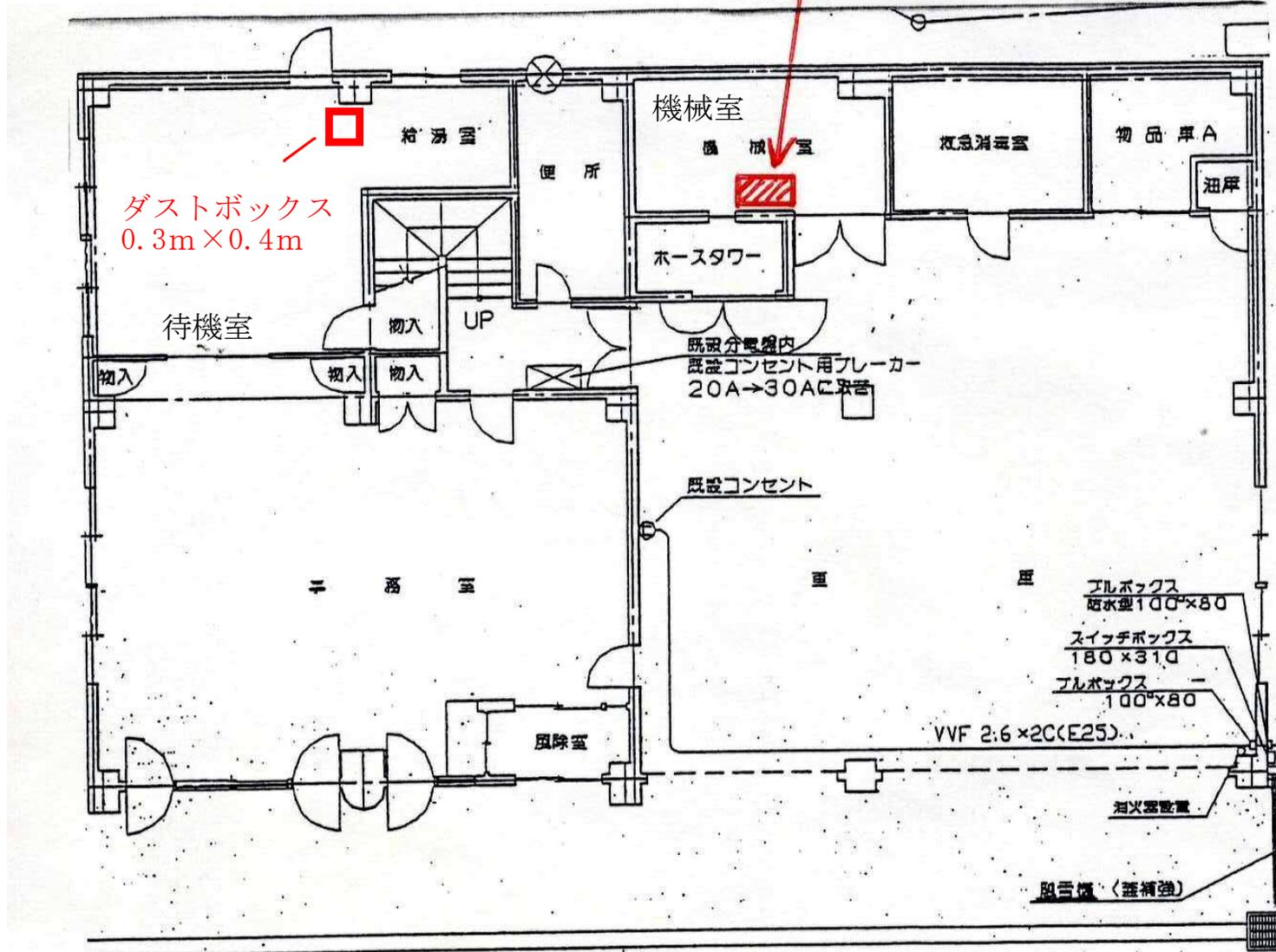
自販機0.7m×0.7m

ダストボックス0.3m×0.4m

自動販売機設置位置図 住所 白石区菊水上町1条3丁目

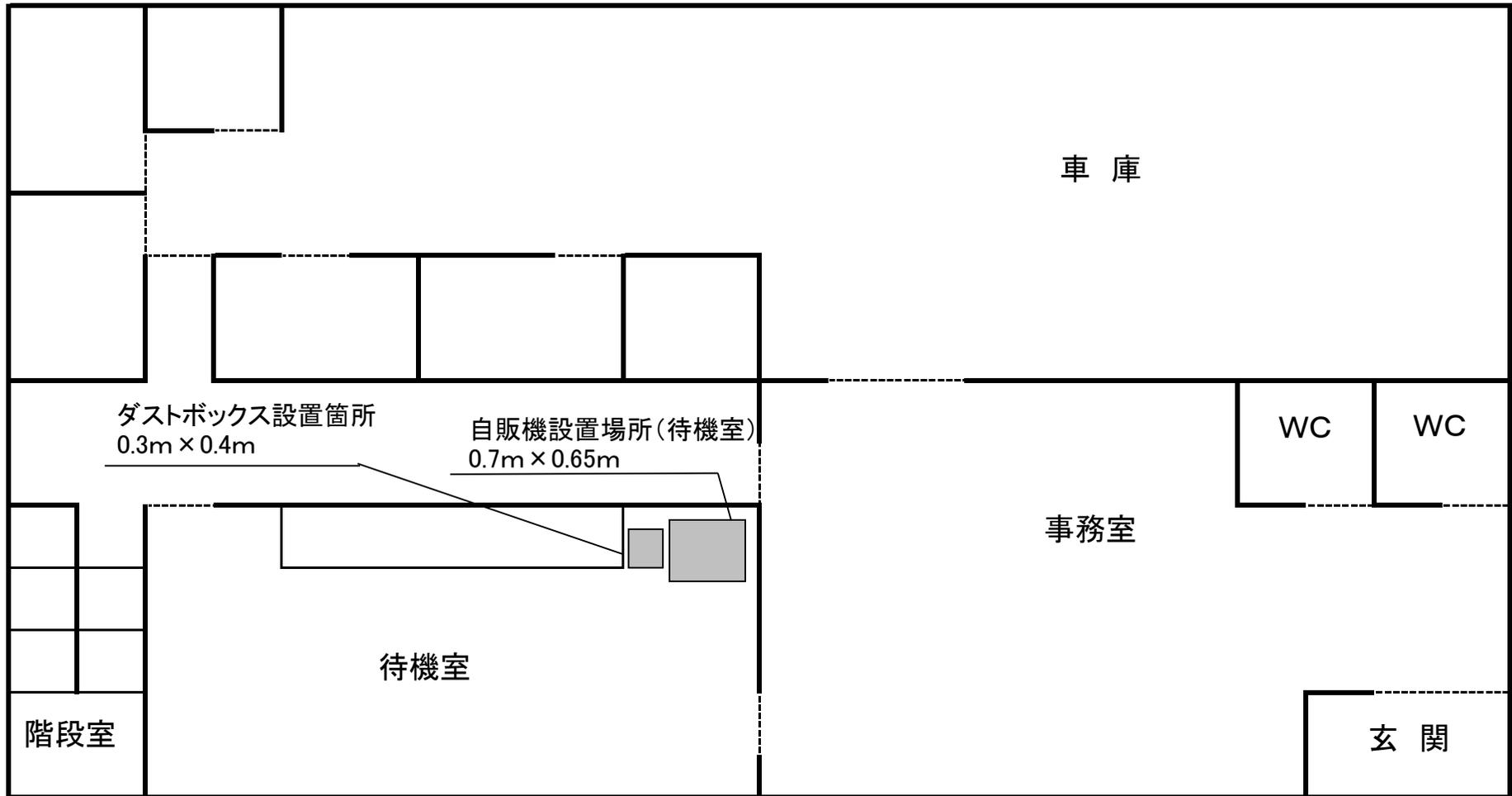
菊水出張所(1階)

自動販売機 0.9m×0.6m



菊水出張所 1F

白石消防署北郷出張所(1階)自動販売機設置位置図
住所 白石区北郷3条6丁目

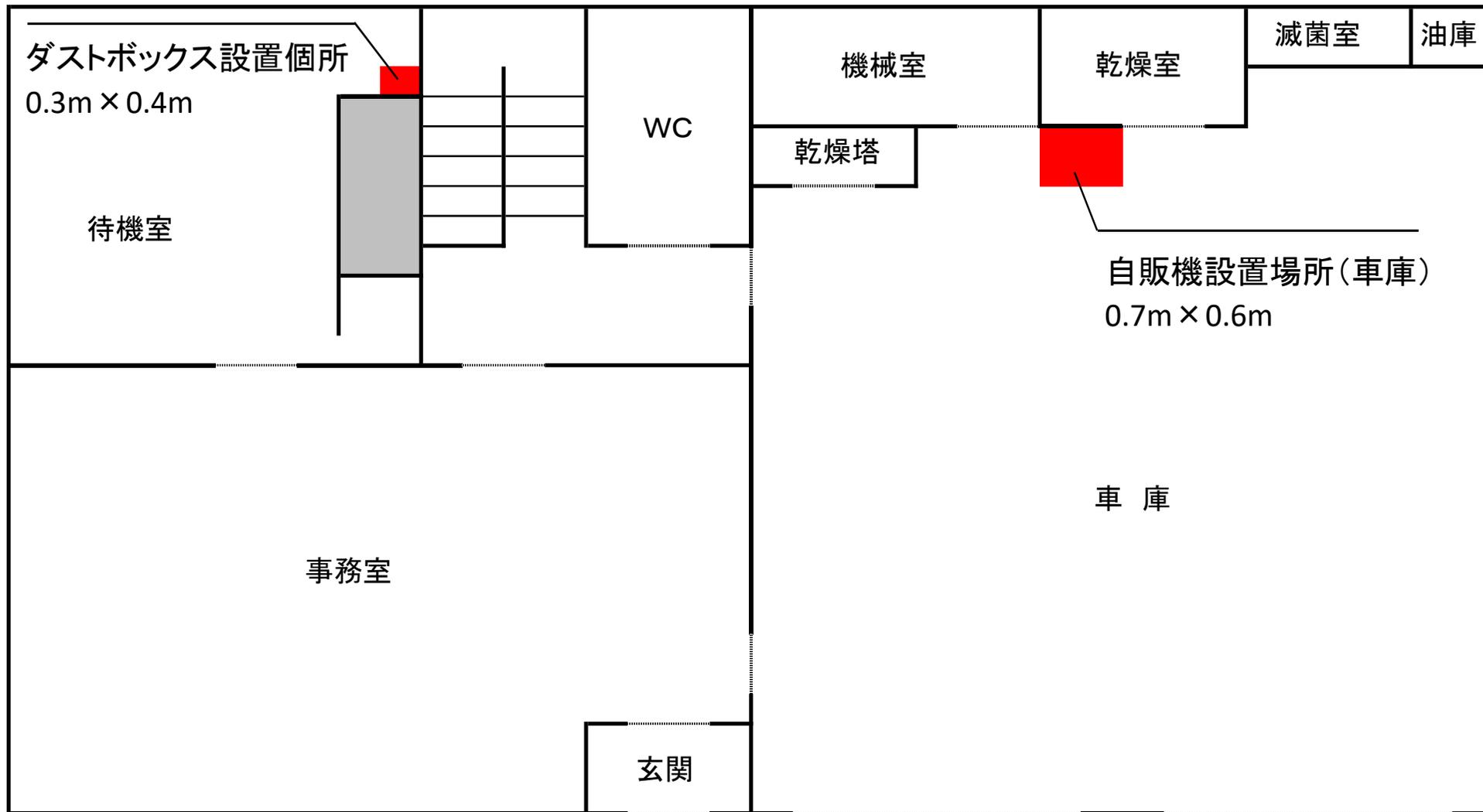


厚別消防署(本署・2階) 自動販売機設置位置図
住所 厚別区厚別中央1条5丁目

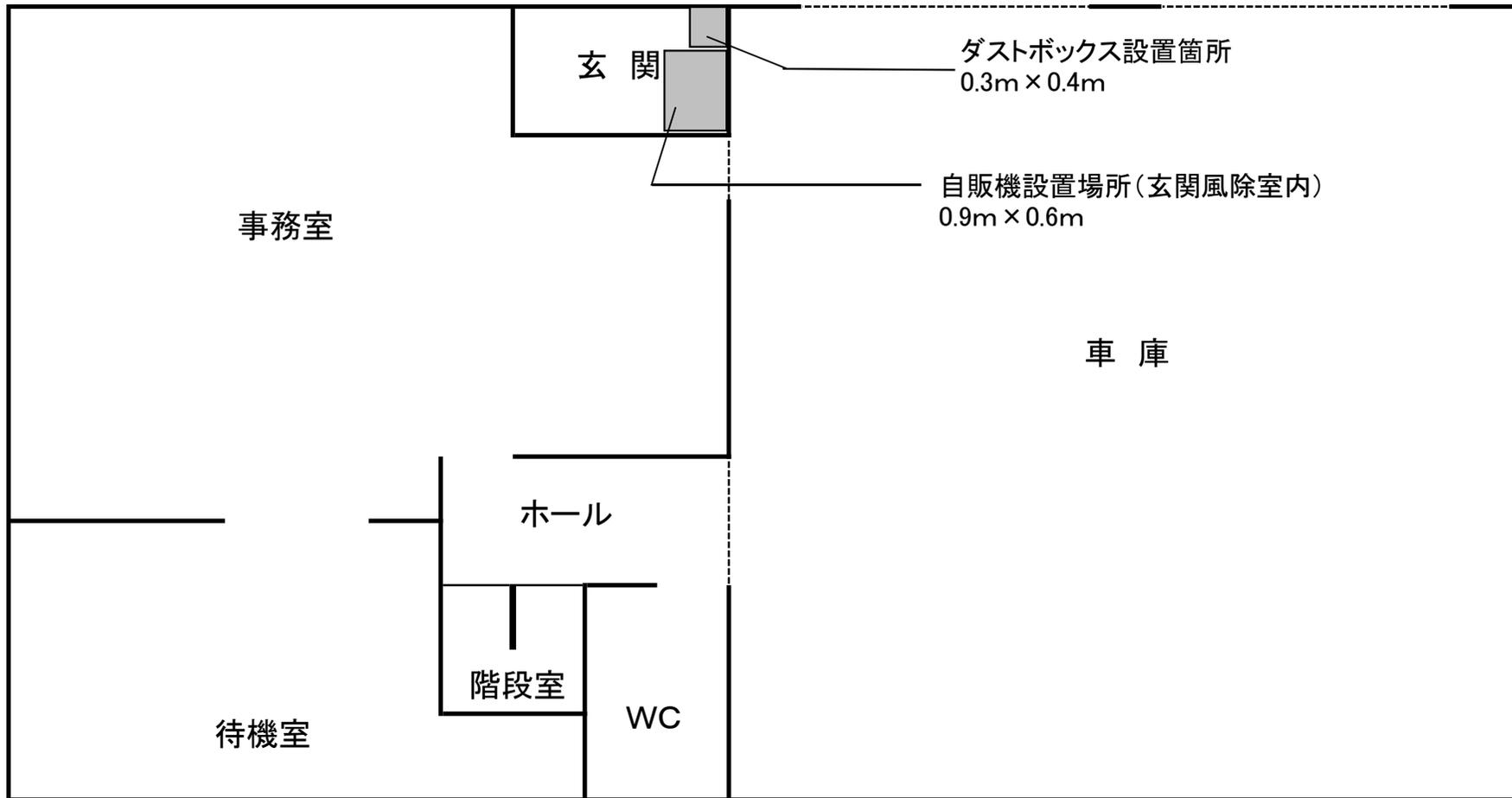


厚別消防署厚別西出張所(1階)自動販売機設置位置図

住所:厚別区厚別西3条5丁目

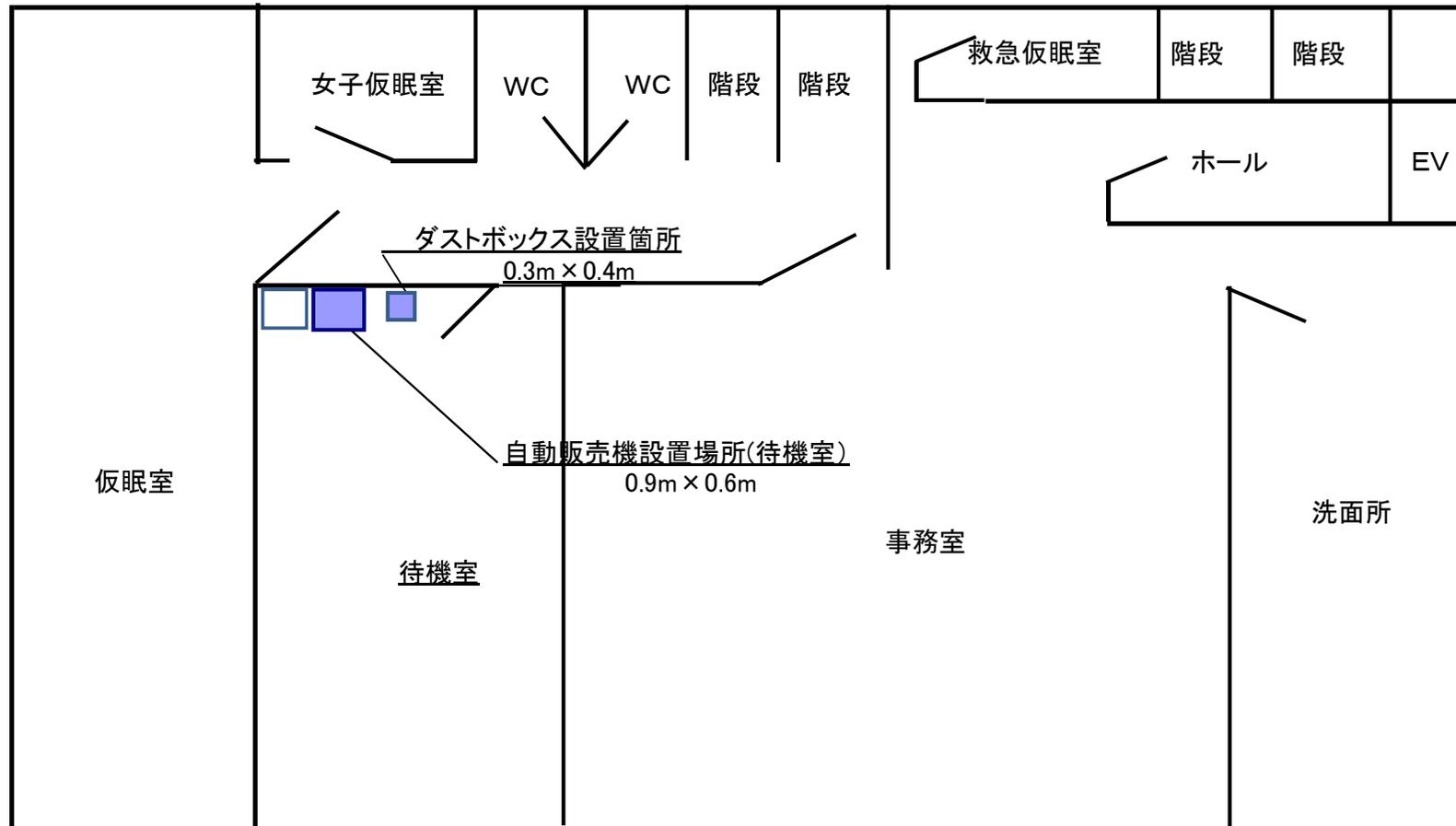


厚別消防署もみじ台出張所（1階） 自動販売機設置位置図
住所 厚別区もみじ台北7丁目1番10号



豊平消防署(2階) 自動販売機設置位置図

豊平区月寒東1條8丁目



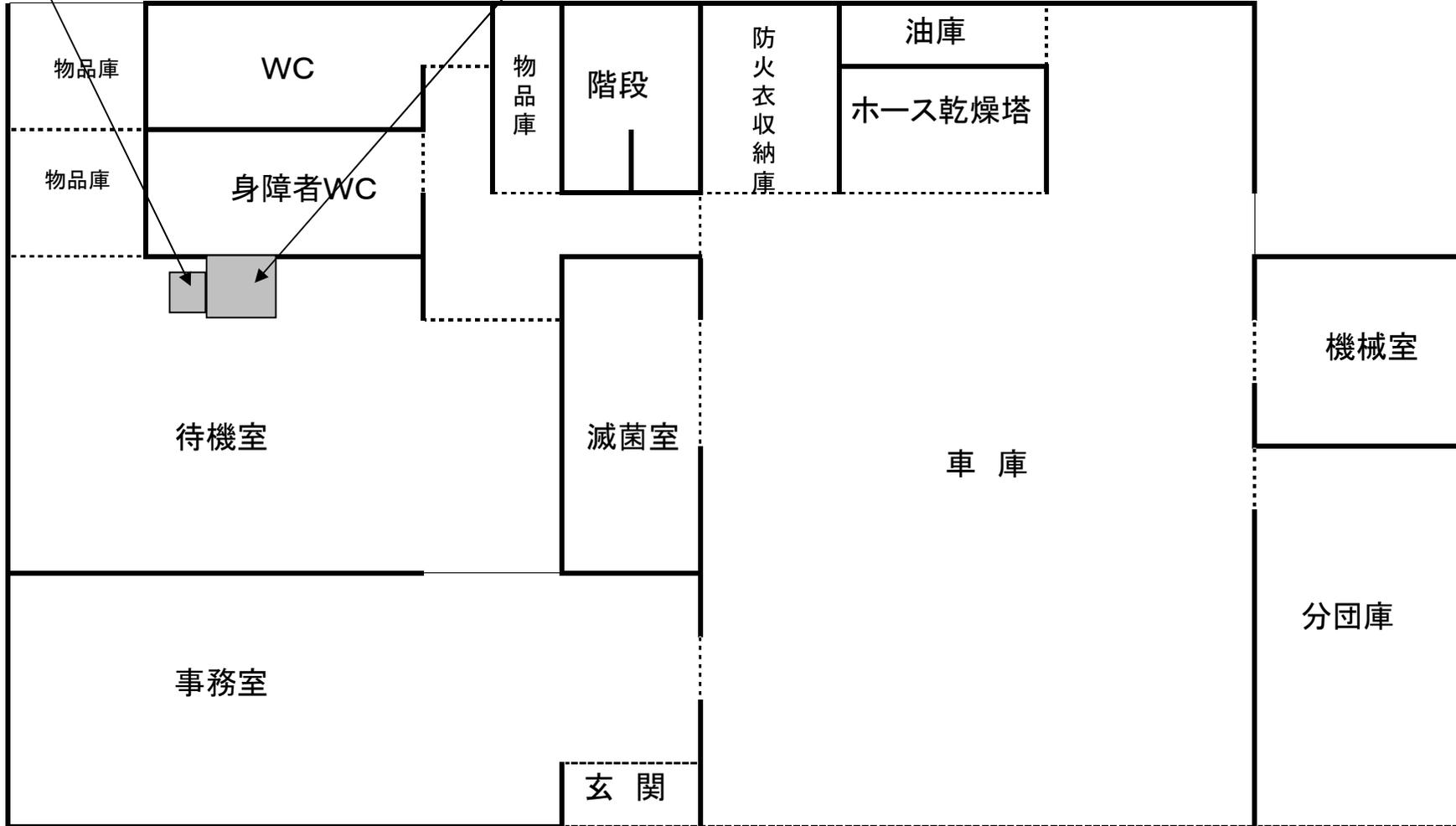
豊平消防署美園出張所（1階）自動販売機設置位置図

住所 豊平区豊平1条12丁目 ※点線はドア

自販機設置場所(待機室)

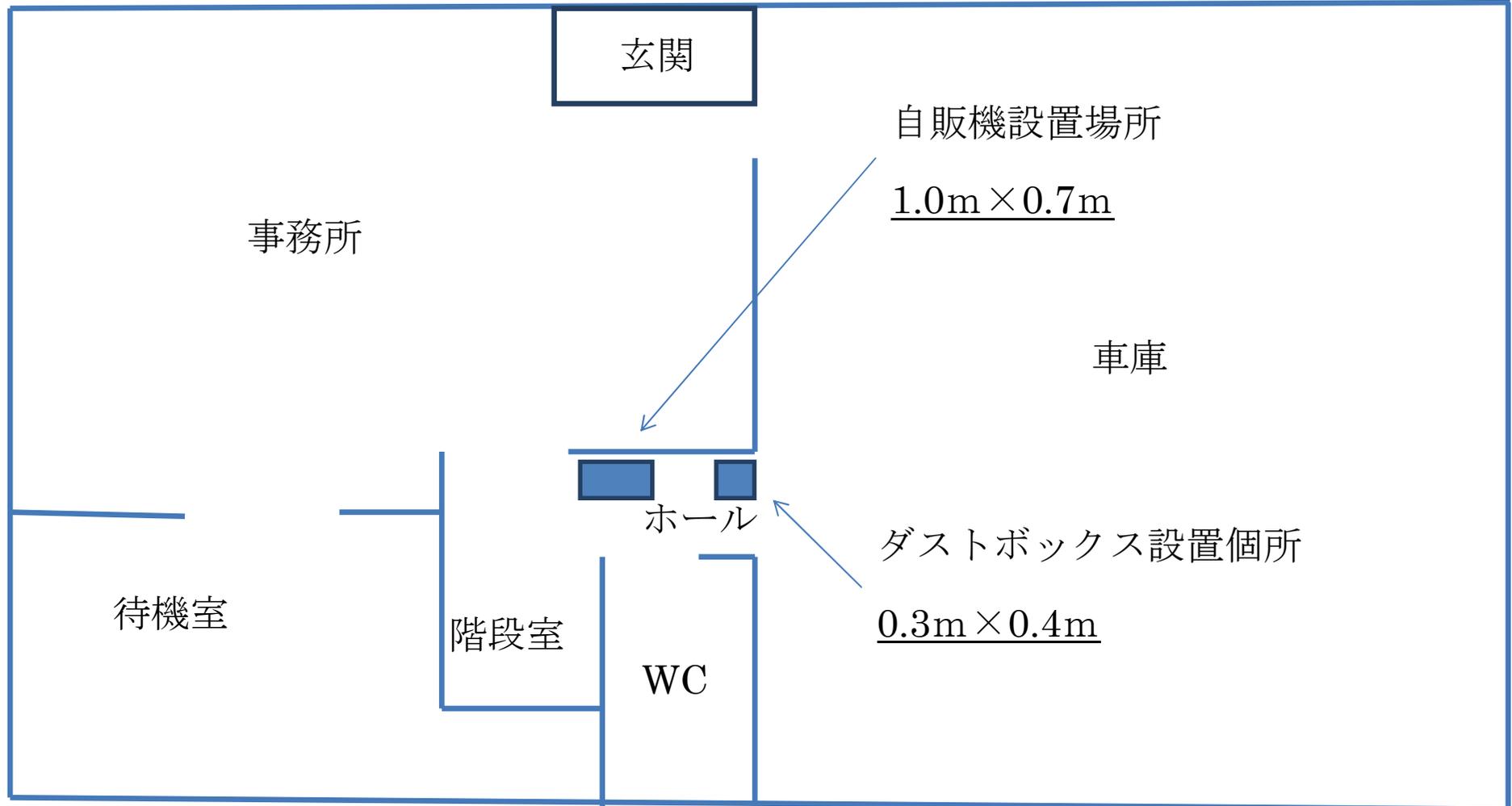
0.7m × 0.9m

ダストボックス設置箇所
0.4m × 0.4m

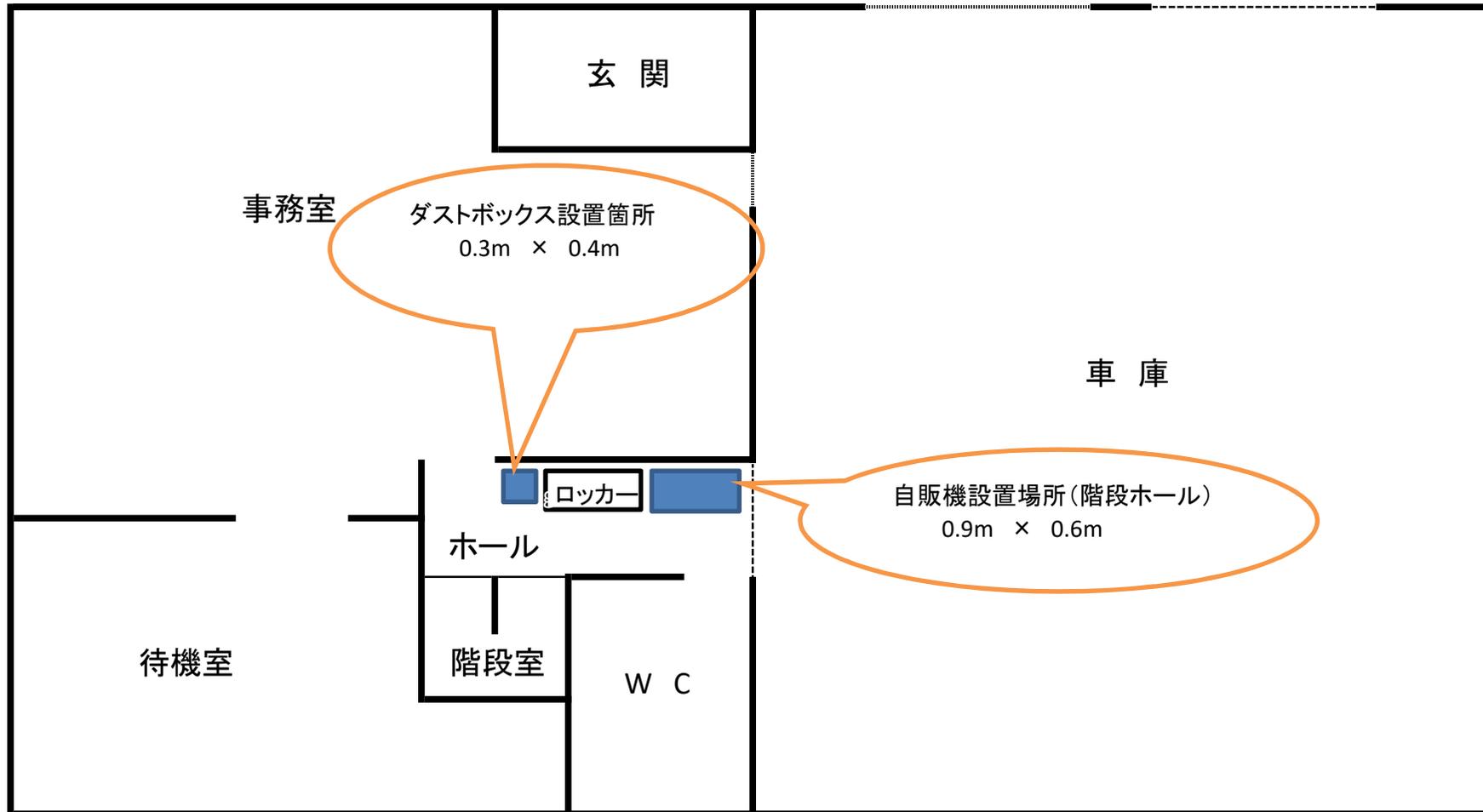


豊平消防署平岸出張所（1階）自動販売機設置位置図

住所 豊平区平岸1条11丁目

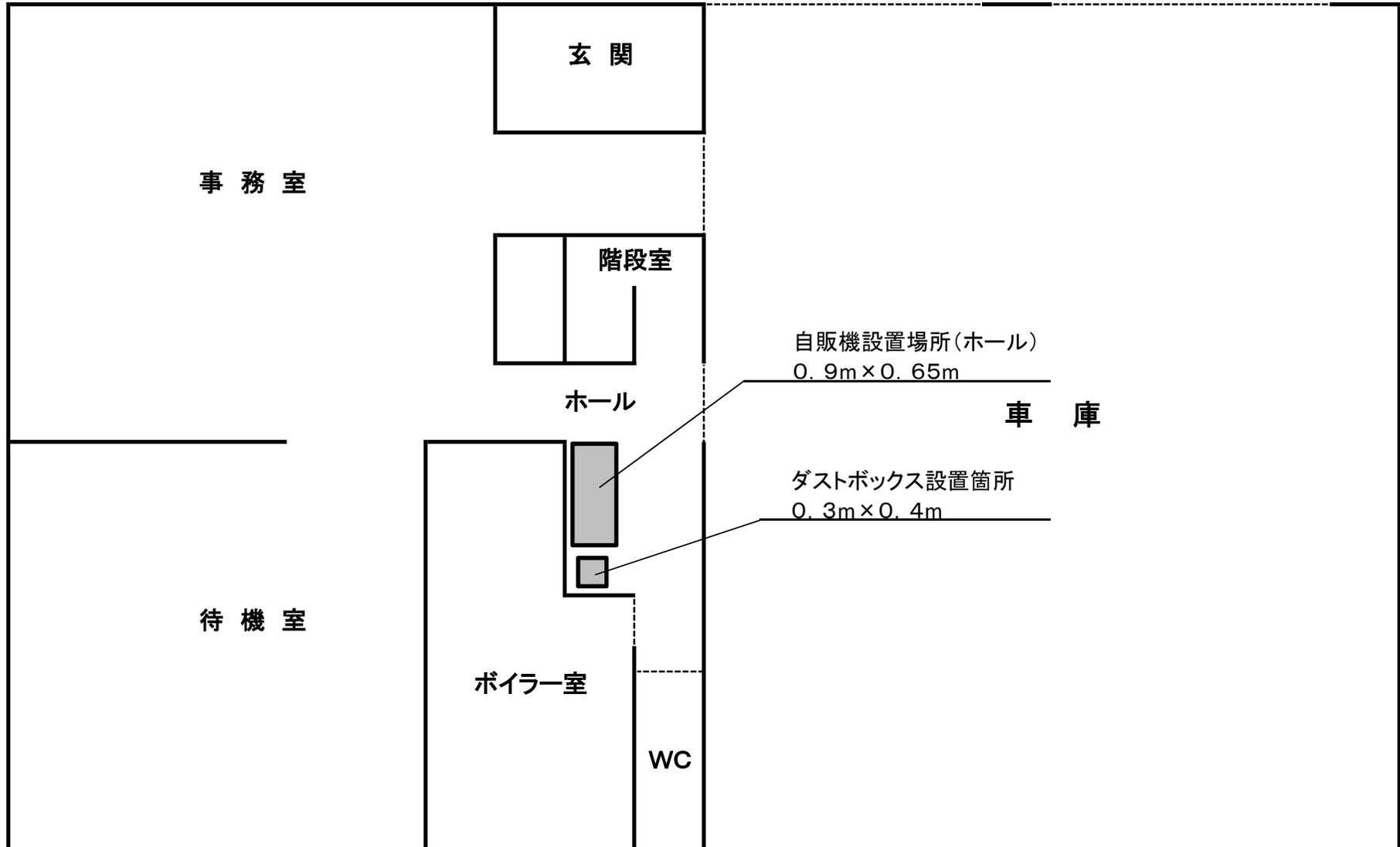


豊平消防署警防課西岡出張所(1階) 自動販売機設置位置図
住所 豊平区西岡4条6丁目9-19

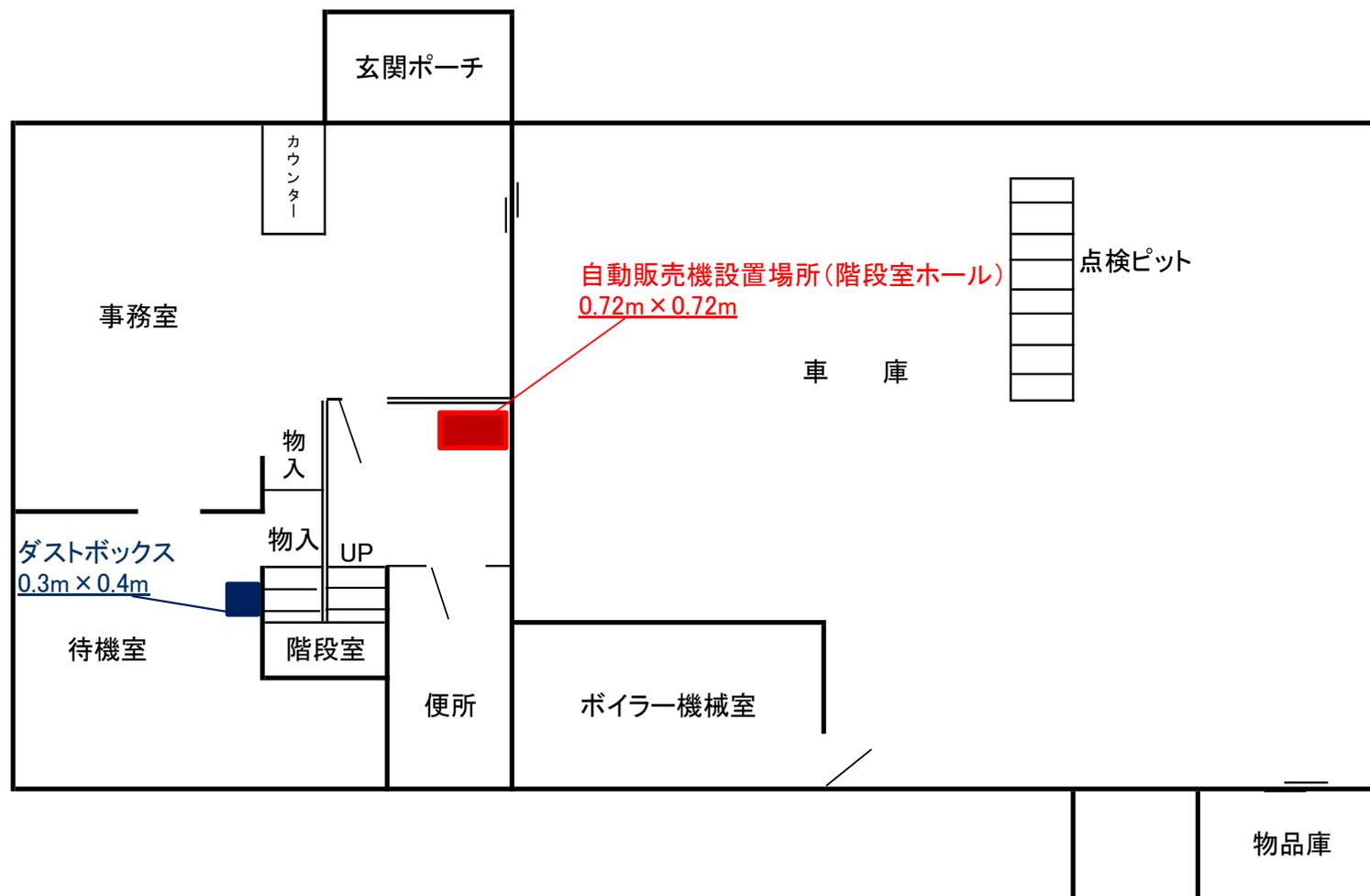


豊平消防署警防課東月寒出張所（1階）自動販売機設置位置図

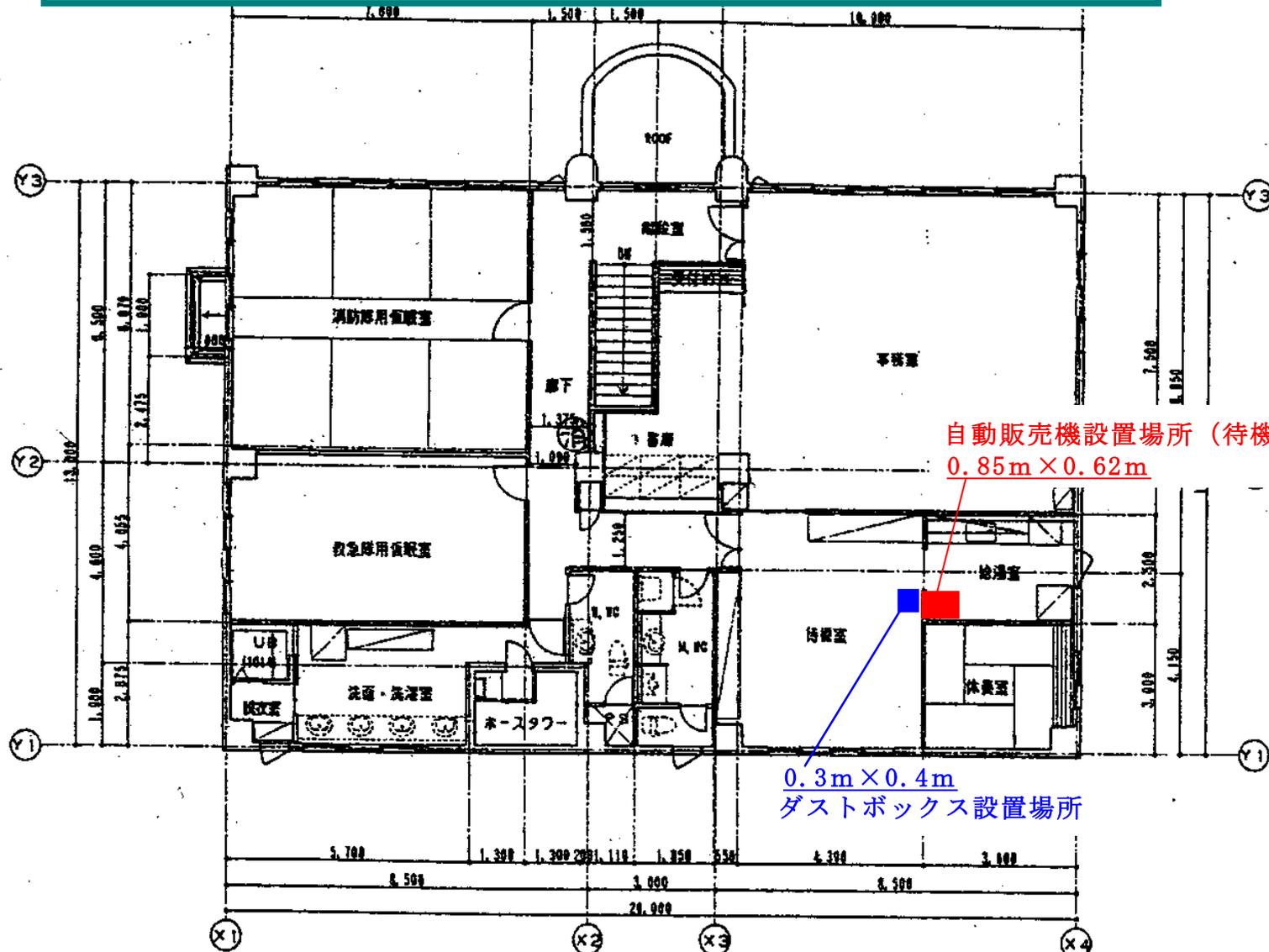
住所 豊平区羊ヶ丘1番地



清田消防署北野出張所（1階） 自動販売機設置位置図
住所 清田区北野7条5丁目



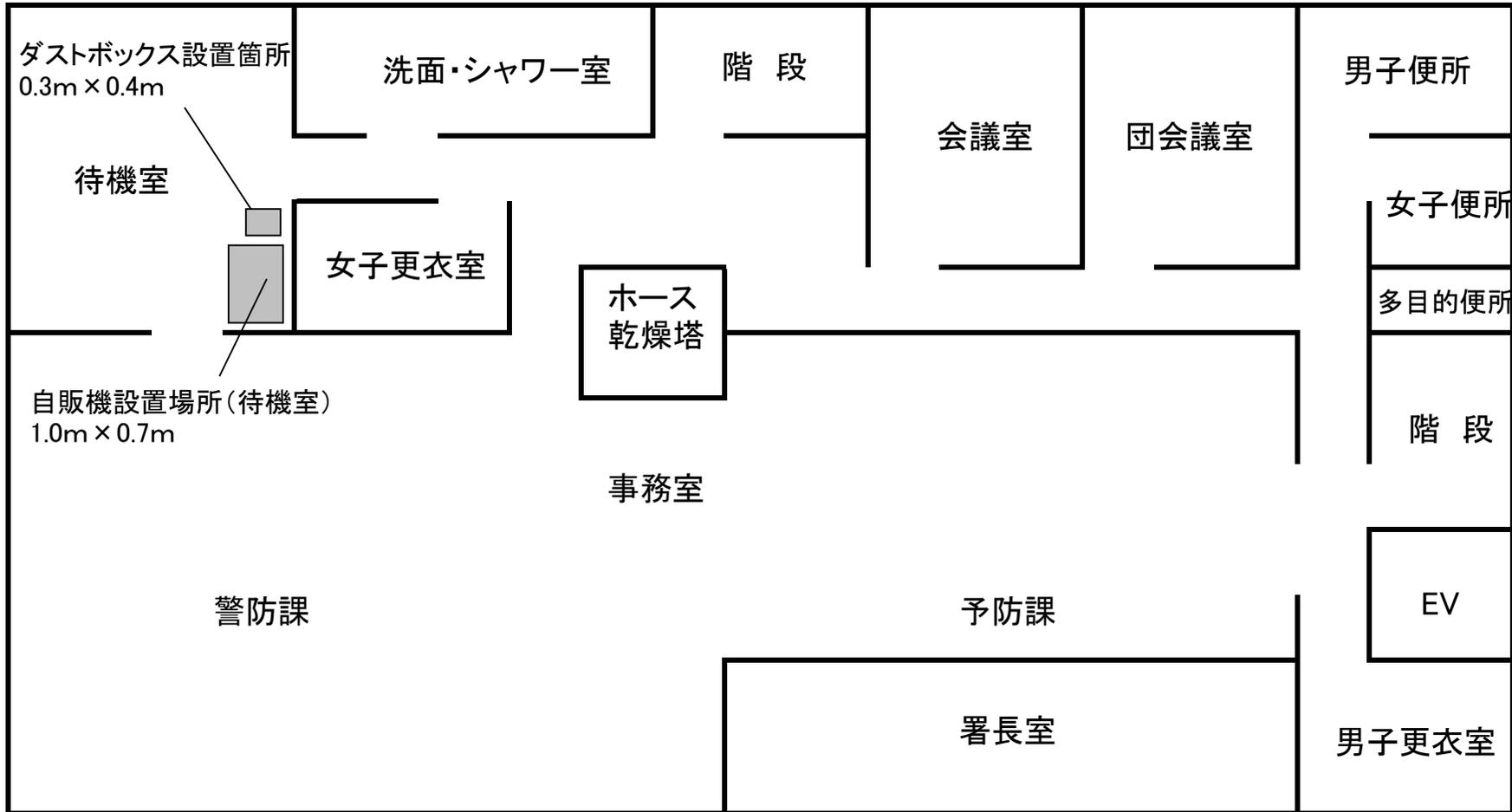
清田消防署里塚出張所（2階）自動販売機設置位置図
住所 清田区里塚1条4丁目



自動販売機設置場所（待機室）
0.85m × 0.62m

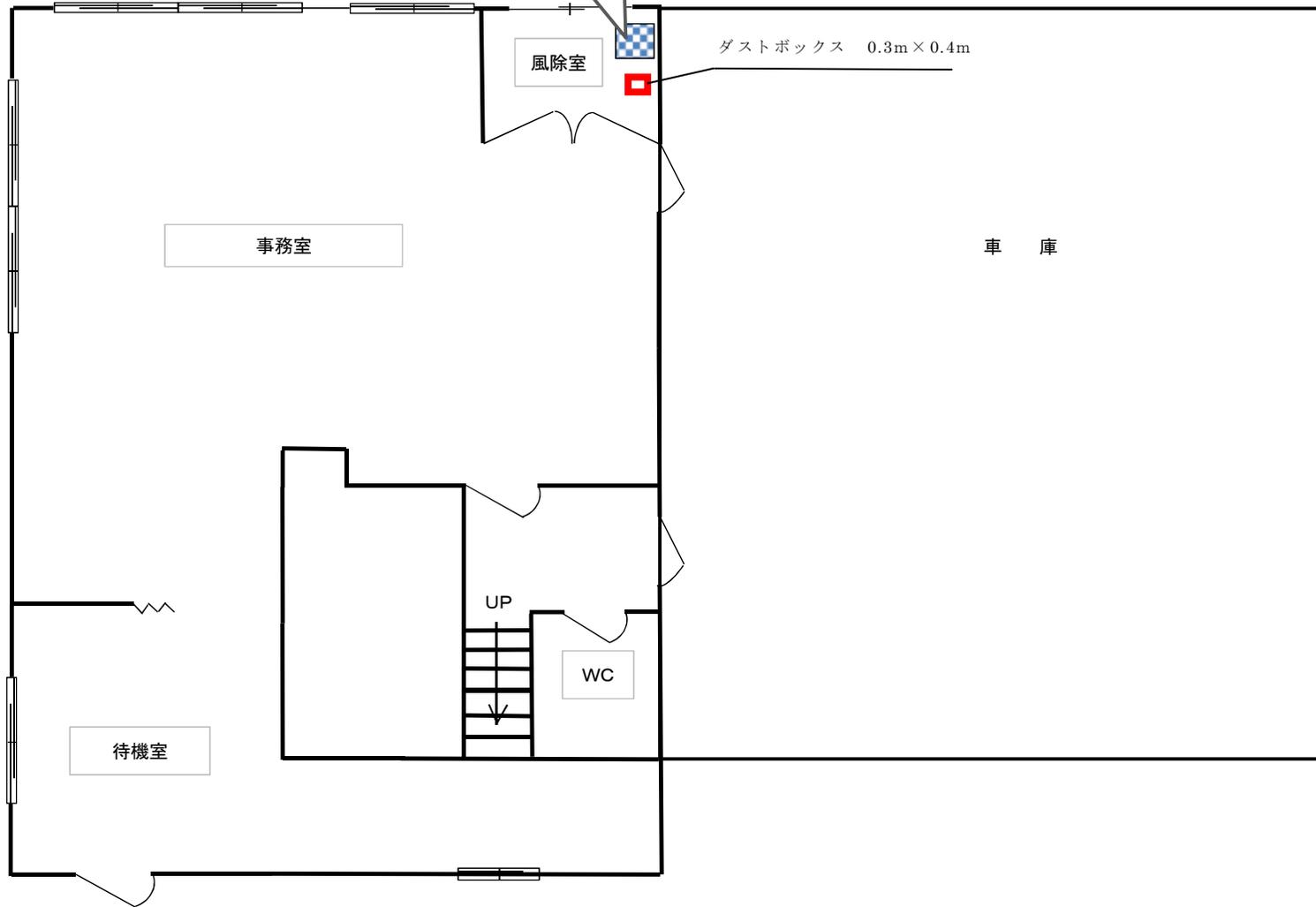
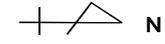
0.3m × 0.4m
ダストボックス設置場所

南消防署(3階) 自動販売機設置位置図
住所 南区真駒内上町5丁目



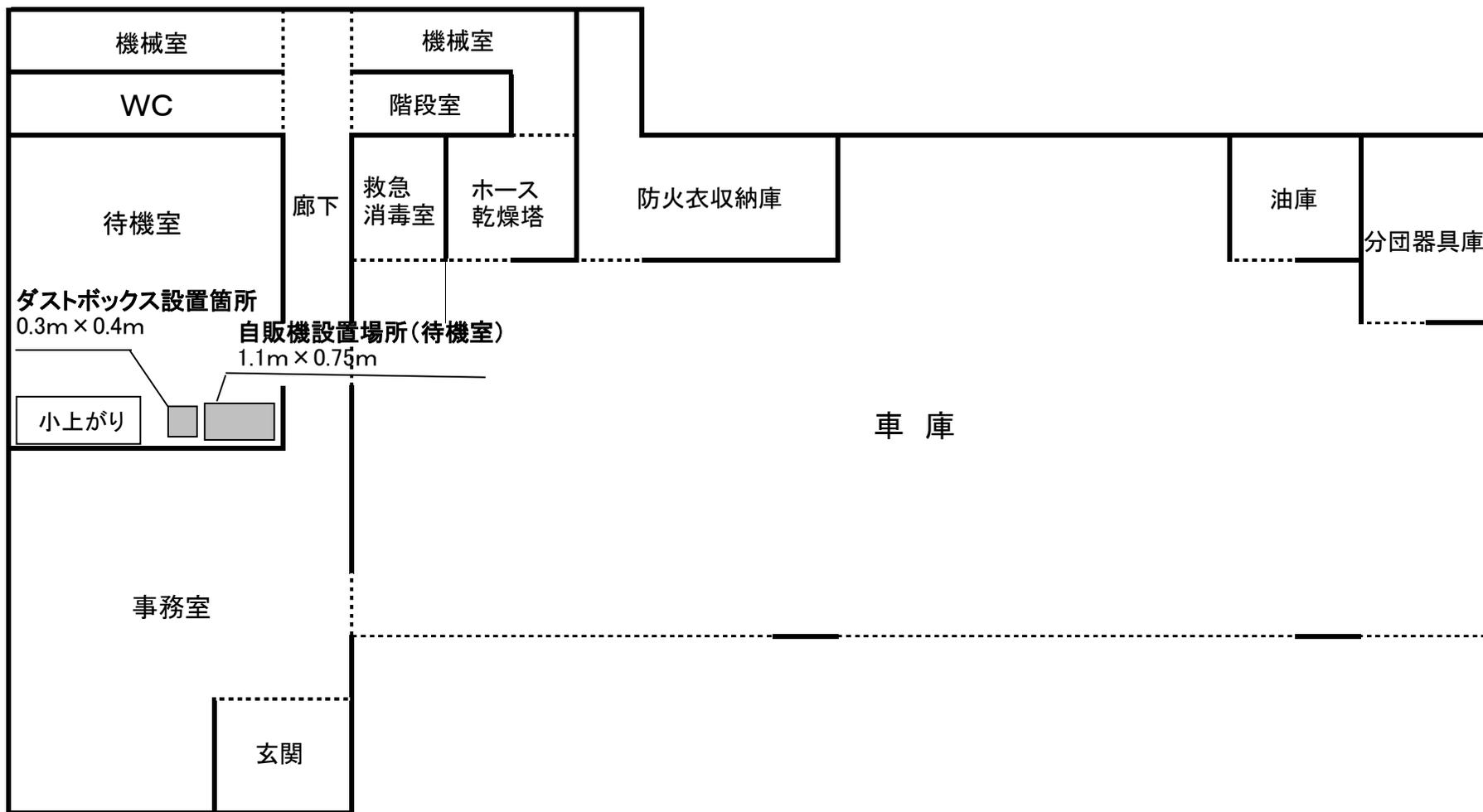
南消防署澄川出張所(1階)自動販売機設置位置図
住所 南区澄川4条6丁目

自動販売機設置場所
幅0.59m×奥行0.72

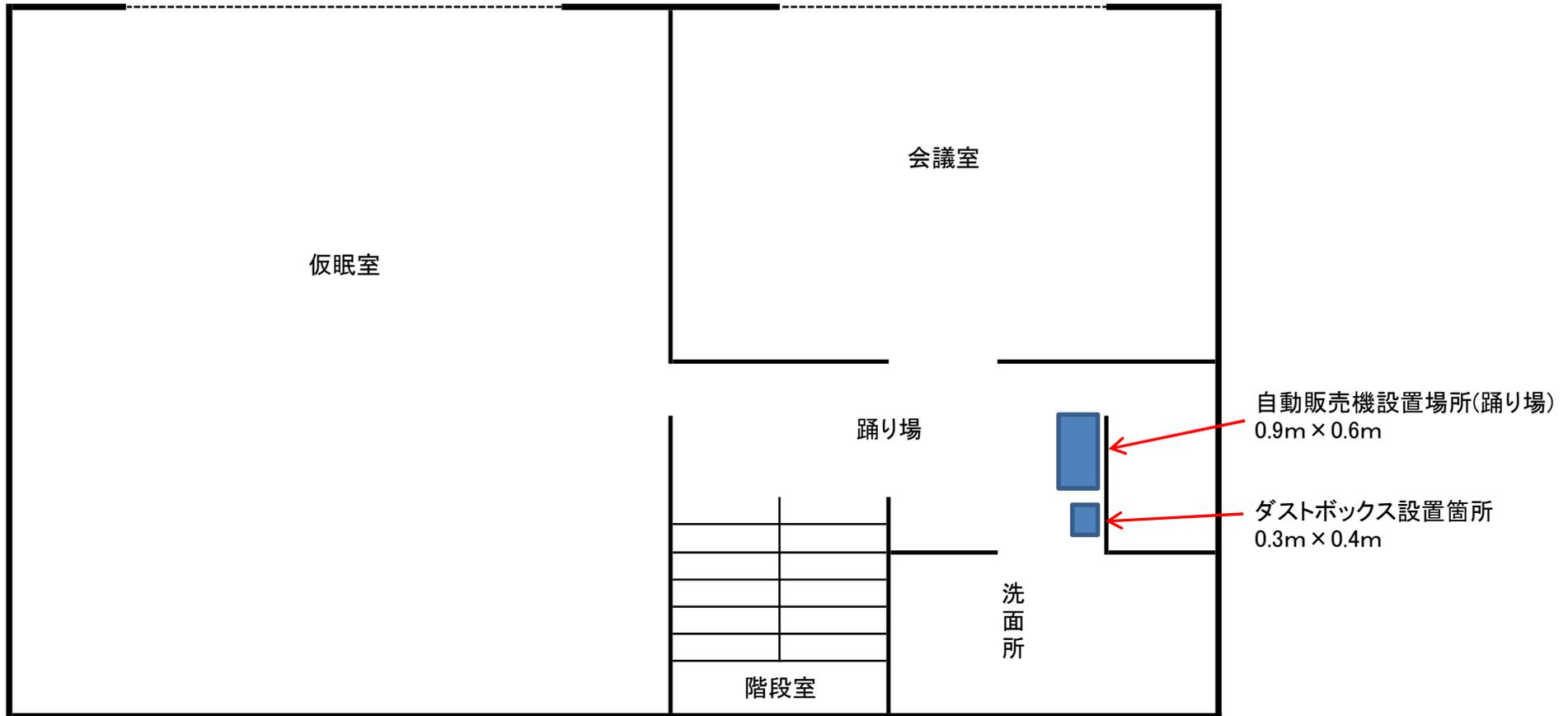


南消防署定山溪出張所(1階)自動販売機設置位置図

住所 南区定山溪温泉西1丁目



南消防署警防課石山出張所(2階) 自動販売機設置位置図
住所 南区石山2条4丁目



南消防署藤野出張所(1階) 自動販売機設置位置図

住所 南区藤野2条3丁目

